

福田学園校友会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、福田学園校友会（以下「校友会」と略す）と称する。

(本 部)

第2条 本会は、本部を2号館に置く。

大阪市北区天満1丁目17番3号 〒530-0043 t e l : 06-6354-0091

なお、理事会の議決を経て、必要な地域又は職域に支部を設ける事が出来る。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、各会員の連絡を緊密にして会員相互の親睦をはかり、学術の向上に努め、母校の発展及び社会の進歩に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡並びに親睦に関する事項
- (2) 会員の学術振興に関する事項
- (3) 母校の発展及び社会への寄与に関する事項
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事項

第3章 会員及び役員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正 会 員 OCRの卒業生及び大阪保健医療大学の卒業生・修了生及び大阪保健医療大学大学院の修了生
- (2) 準 会 員 OCRの在校生及び大阪保健医療大学の在校生及び大阪保健医療大学大学院の在校生
- (3) 名誉会員 母校学園の歴代理事長・学長・校長・局長並びに本会又は母校に功績あった者で理事会が推薦した者
- (4) 特別会員 母校学園の理事・監事・評議員・教職員・講師並びに元教職員等

(会 費)

第6条 会費は、本会準会員の資格を有した時に、細則に定める終身会費を前納しなければならない。

なお、既納の会費はその返還を求める事は出来ない。

(除 名)

第7条 会員にして、本会の名誉を汚し又は本会の目的に反する行為があったときは、理事会の決議

により除名することが出来る。

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|------|-----------|----------|
| (1) 会長 | 1名 | (5) 校友会委員 | 各期各クラス1名 |
| (2) 副会長 | 4名以内 | (6) 会計監査 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 | (7) 監事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 | | |

2. (1)～(4)をもって本会の執行部とする。

(役員を選出)

第9条 役員は、次の方法で選出する。

- (1) 会長は、正会員の中から、総会において選出する。
- (2) 副会長、理事、事務局長及び会計監査は、正会員の中から会長が推薦し総会において承認する。但し、会計監査2名の内の1名は、専任教員とすることが出来る。
- (3) 校友会委員の選出方法は特に定めない。会長より委託された時その任にあたる。
- (4) 監事は、必要に応じて本会監事として相応しいと判断される者を会長が指名し、理事会で承認する。

(役員の職務)

第10条 各役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、総会及び全ての会議を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し会務の執行に当たる。
- (4) 事務局長は、本会の会計を含む事務全般及び会長の特命事項を掌る。
- (5) 校友会委員は、本会活動を円滑に行うために、校友会員への連絡調整を行う。
- (6) 会計監査は、会計の監査を行い総会で報告する。
- (7) 監事は、執行部とは別に、執行部活動並びに本会活動全般を通じて監督、指導を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は、3年とする。但し再任を妨げない。補欠選任者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、任期満了後も後任者が就任するまでの間その職務を行う。

(役員解任)

第12条 本会の名誉を汚し又は本会の目的に反する行為があると認められるときは、理事会の2/3以上の決議により役員を解任することが出来る。

(名誉会長)

第13条 本会に名誉会長を置く事が出来る。名誉会長は、理事会にて推薦し、会長が委嘱する。

(最高顧問・顧問・相談役)

第14条 本会に次の最高顧問・顧問及び相談役を置くことが出来る。

- (1) 最高顧問は、学校法人福田学園の理事長とし、会長が委嘱する。
 - (2) 顧問は、学校関係者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。
 - (3) 相談役は、本会の役員経験者及び有識者等の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。
2. 最高顧問・顧問及び相談役は、各種の会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

第4章 会議

(総会)

第15条 本会の総会は、全会員で構成する。

2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - (1) 定期総会は、1年に1回開催する。
 - (2) 臨時総会は、理事会の過半数が必要と認めたときに開催する。

(総会の議決)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) その他、本会の運営に関して、重要と認められる事項

第17条 総会の決議は、出席会員の過半数でこれを決め、可否同数の時は議長がこれを決する。なお、議長は、出席正会員の中から選任する。

(理事会)

第18条 本会に理事会を置き、会長・副会長・理事・監事及び事務局長で構成し、議長は、会長がこれに当たる。

会長の要請により、必要に応じて、校友会委員を理事会に参加させることができる。

第19条 理事会は、必要に応じて開催し、次の会務を審議し、執行する。

- (1) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、本会運営上の重要事項

第20条 理事会の決議は、出席者の過半数でこれを決め、可否同数の時は議長がこれを決する。

第21条 理事会は、理事会構成役員の半数以上（委任状を含む）の出席で成立する。

第5章 部会及び委員会

(部会)

第22条 本会は、各学科出身者及び教員等で構成される次の部会を置く。部会の活動に際しては、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 理学療法部会
- (2) 作業療法部会
- (3) 言語聴覚部会

(部会総会)

第23条 部会総会は、毎年1回開催する。

(部会役員)

第24条 各部会には、次の役員を置くことができる。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 研修学術担当 2名
- (4) 広報担当 2名
- (5) 在校生支援担当 2名
- (6) 総務担当 2名
- (7) 経理担当 2名

2. 部会役員は、次の方法で選出する。

- (1) 部会長、副部長は、部会総会で選出する。
- (2) 他の部会役員は、部長が推薦し、理事会で承認する。

(部会役員の職務)

第25条 部会役員の職務は、各部会活動の円滑な執行を図ることとする。

(部会役員の任期)

第26条 部会役員の任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。補欠選任者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、任期満了後も、後任者が就任するまでの間その職務を行う。

(部会総会の議決)

第27条 部会総会は、次の事項を議決する。

- (1) 部会事業の決定及び報告の承認
- (2) 部会予算及び決算の承認
- (3) その他、部会の運営に関して重要と認められる事項

2. 部会総会の決議は、本会則第17条の規定に準ずるものとする。

(委員会)

第28条 本会の目的を達成するために、次の委員会を必要に応じて置くことができる。委員会の活動に際しては、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 研修学術委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 在校生支援委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 経理委員会
- (6) その他、理事会が必要と認めた委員会

(委員)

第29条 委員会の委員は、各部会の担当役員で構成する。但し、委員会の求めに応じ、理事会の承認を得て委員を増員することができる。

(委員長の選任)

第30条 委員長は、各部会の担当役員の内から、会長が指名し、理事会で承認する。

(委員会の職務)

第31条 委員会の職務は、各部会の活動における情報提供、及び部会相互の協力・協調を図り、本会の活動を円滑に推進することを目的とする。

(委員の任期)

第32条 委員の任期は、3年とする。但し再任は妨げない。補欠選任者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、任期満了後も後任者が就任するまでの間その職務を行う。

第6章 会計

第33条 本会の経費は、会員の終身会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第35条 本会の会計は、会計監査の監査を経て、理事会の承認を受け総会で報告する。

第7章 支部

第36条 地域又は職域に支部を置く場合は、細則に基づいて設立し、本部理事会に報告するものとする。

第37条 支部は、細則に基づいて支部会則を制定し、本部理事会の承認を得る。

第8章 事務局

第38条 本会に事務局を設け、事務局規定に基づいて、会計を含む事務全般及び会長の特命事項を掌る。

第39条 事務局には事務局長及び事務局員を置くことが出来る。

第40条 事務局は、会長が統括する。

第9章 付則

第41条 本会を運営するために必要な規定は、理事会の決議を経て細則で定める。

第42条

(1) 平成16年3月13日『設立総会』

(2) 本会則は、平成16年3月13日から施行する。

(3) 本会の第1期の年度は、この会則の定めにかかわらず、平成16年3月13日から平成17年3月31日までとする。

(4) 本会の第1期の各役員(部会役員を含む)は、この会則の定めにかかわらず設立総会の議決によ

り選出する。

(5) 本会の「設立総会」は、第1回各部会総会を兼ねて実施する。

第43条 本会則は、平成18年5月14日より改定する。

第44条 本会則は、平成19年6月10日より改定する。

第45条 本会則は、平成22年5月23日より改定する。

第46条 本会則は、平成23年5月15日より改訂する。

第47条 本会則は、平成30年5月20日より改訂する。